

第9 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

1. 援護年金額は、公的年金の引上率による自動改定

平成19年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。

仮に公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金額は据え置き。

※ 平成21年の消費者物価指数は、対前年比でマイナス1.4%。

2. ただし、平成22年10月から、平病死の一部と併発死に係る遺族年金等の額は、引き上げ

恩給の遺族加算額の引き上げに準じ、平成22年10月から遺族年金・遺族給与金の額を16,150円引き上げる予定。

	現行	H22.10～(案)
①平病死(公務軽症) 平病死(勤務関連重症)	541,450円	557,600円 (政令で規定)
②平病死(勤務関連軽症) 併発死(公務傷病)	440,250円	456,400円 (政令で規定)
③併発死(勤務関連傷病)	318,850円	335,000円 (政令で規定)

第10 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

（1）調査の目的

平成22年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

（2）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月30日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

（3）その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしくお願ひする。

なお、受給者に対しては、平成22年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第11 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約600件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保管・継承するための検討を行うこととしている。

このため、平成20年度より、各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行っているが、この調査結果を踏まえて、平成22年度においても引き続き調査を実施したいと考えており、各都道府県の御協力をお願いしたい。

第12 旧令共済組合員期間の履歴証明等について

1 履歴証明事務

旧陸軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされている。

本年1月より社会保険庁から日本年金機構に組織が移行したものの、日本年金機構からの履歴証明依頼は、今後もかなりの件数が見込まれる。

都道府県が行う証明については、当室保管資料を添付のうえ、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、当該都道府県におかれては、証明の有無にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に当室に回答されるようお願いしたい。

また、例年行われている援護法等施行事務研修会を来年度も実施することとしているが、来年度の研修会においては、履歴証明が困難なケースの履歴作成について、具体的な事例を用いて詳しく説明することとしている。

なお、軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」(昭和53年3月改刷)71～73頁を参照のうえ依頼されたい。

なお、「旧海軍」軍人軍属の期間を有する者については、当室保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、適切に処理されるよう念のため申し添える。

(2) 海軍関係

海軍関係の軍歴証明事務については、当室で担当している。

旧海軍軍人軍属本人又は遺族から証明発行依頼があった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

第13 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料

(1) 平成3年以降、旧ソ連政府等から抑留中死亡者資料の提供を受けており、そのうち公表した死亡者名簿の翻訳版については、その都度、各都道府県に配布し、一般の閲覧に供するようお願いしてきたが、当局においても、一層容易に閲覧でき広く情報を得られるよう、平成19年3月29日に厚生労働省のホームページに掲載した。

なお、提供された資料については、従来から、当局資料との照合調査を行ってきており、その結果、死亡者が特定できた場合は、本籍都道府県の協力を得て、遺族調査を行ったうえで遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

(2) しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち、未だロシア側より資料が提供されていない約1万2千人と情報不足の約9千人については特定されておらず、この約2万1千人の名簿をロシア政府に提供し、更なる調査・資料提供を要請しているところである。

(3) 今般、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の旧ソ連抑留者登録カード（同カードの一部に抑留中死亡者の未提供情報が含まれていることが判明）の写しを入手することとしたところであり、現在、平成21年12月より順次入手したカードを、翻訳、データベース化し、ロシア側に情報提供を求めている約2万1千人の日本側資料との照合調査を行っているところである。

照合調査の結果、死亡者が特定できた場合は、これまでと同様に、本籍都道府県を通じて遺族調査を行い、遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

2 抑留「帰還者」の資料

ロシア政府から提供された旧ソ連抑留者の個人資料（約47万人分）及びモンゴル政府から提供されたモンゴル抑留者の個人資料（約1万人分）について、抑留者本人又はその遺族に当該資料を提供している。

については、資料を希望する抑留者本人又は遺族から質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

【参考】「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成22年1月）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 32,000人
資料が未提供等の者	約 21,000人
・ロシア政府等から提供された死亡者名簿の登載数	約 41,000人

参 考 资 料

第1 平成22年度予算(案)事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成21年度 予算額	平成22年度 予算(案)	対前年度 増減額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
(項) 厚生労働本省共通費	4,568	4,321	▲ 247	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,568	4,321	▲ 247	
(項) 遺族及留守家族等援護費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
援護審査会経費	1,671	1,578	▲ 93	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	35,148,568	31,256,637	▲ 3,891,931	援護年金の支給 35,021百万円 → 31,132百万円
戦傷病者特別援護経費	1,013,977	842,975	▲ 171,002	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 189百万円 → 166百万円
				2 医療費の支給 655百万円 → 515百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	47,958	49,743	1,785	葬祭料 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	528	643	115	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	511,850	384,083	▲ 127,767	
昭和館等に係る経費	567,986	456,023	▲ 111,963	昭和館運営費 554百万円 → 443百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者遺骨処理等諸費	586,981	873,656	286,675	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤アッツ島 ⑥パラオ ⑦インド ⑧沖縄、硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方⑪モンゴル
				2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②インドネシア ③マリアナ諸島 ④東部ニューギニア ⑤ギルバート諸島 ⑥ミャンマー ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩イルクーツク州 ⑪ザバイカル地方 ⑫アムール州
				3 慰霊碑の補修等
				4 遺骨・遺留品の伝達
				5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	452,502	528,550	76,048	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 334百万円 (14地域) (14地域) うち、洋上慰霊経費 0百万円 → 154百万円
				2 追悼式団費参列者数 2,115人 → 2,350人
				3 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 18百万円 → 58百万円

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,944,046	2,066,952	122,906	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,933,815	2,060,013	126,198	
中国残留邦人等に対する生活支援	771,287	966,168	194,881	・高齢基礎年金満額支給のための保険料の追納 192百万円 → 410百万円 ・「支援・相談員」の配置 502百万円 → 502百万円
定着自立援護	478,601	479,353	752	・地域生活支援推進事業(仮称)の実施 0 → 25百万円
帰国受入援護	625,413	562,539	▲ 62,874	・永住帰国見込世帯人員 29世帯101人 → 26世帯99人 ・一時帰国見込世帯人員 137世帯235人 → 137世帯235人
身元調査等	58,514	51,953	▲ 6,561	・訪中調査対象孤児数 34人 → 34人 ・訪日調査対象者数 5人 → 5人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	10,231	6,939	▲ 3,292	・故郷訪問団受入人員 12人 → 4人
(項) 恩給進達等実施費	290,201	364,395	74,194	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	290,201	364,395	74,194	
資料整備諸費	223,275	298,977	75,702	画像情報検索システム改修経費 0百万円 → 104百万円
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	595	1,152	557	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,259	4,268	9	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	62,072	59,998	▲ 2,074	

社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	8,617,490	8,749,409	131,919	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,617,490	8,749,409	131,919	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	561,527	0	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	49,749,853	46,140,492	▲ 3,609,361	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

(参考) 平成22年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
(項) 遺族及留守家族等援護費	548,305	448,103	▲ 100,202	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	543,441	443,239	▲ 100,202	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	72,276	71,627	▲ 649	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	33,452	32,959	▲ 493	1 留守家族等援護 134千円 2 未帰還者特別措置 205千円 3 戦傷病者特別援護 32,620千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	437,713	338,653	▲ 99,060	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,268	12,354	86	
(目) 旧軍関係等調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目) 遺骨収集等委託費	6,124	6,124	0	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	662,845	678,844	15,999	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	662,845	678,844	15,999	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	477	439	▲ 38	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	662,368	678,405	16,037	「支援・相談員」の配置 501,988千円
(項) 恩給進達等実施費	45,070	44,902	▲ 168	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	45,070	44,902	▲ 168	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	8,990	9,069	79	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,080	35,833	▲ 247	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 31,678千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,155千円

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	9,179,017	9,310,936	131,919	
(目) 生活保護費等負担金	8,617,490	8,749,409	131,919	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	8,617,490	8,749,409	131,919	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	561,527	0	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,447,505	10,495,139	47,634	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

第2 平成22年度 援護関係主要行事予定表（案）

主 要 行 事	22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(下旬)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰							○(下旬)					
[慰霊事業]												
遺 骨 収 集			←									→
慰 霊 巡 拝				←								→
遺 骨 伝 達	←											→
[中国孤児等対策]												
都道府県初任者研修会		○										
孤児情報公開（肉親情報収集）						← 未定 →						
訪日対面調査								← 調整中 →				
[事務打合せ等会議]												
援護システム操作研修会	第3～4週											
各種特別給付金・特別弔慰金支給法等事務打合せ会議		○										
援護関係施行事務研修会			○									
援護事務主管課長会議												○(月上旬)

第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし)		
昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示			
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし)		
昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示			
5階	映像・音響室		
当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。			
4階	図書室		
当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる			
3階	会議室	2階	広場
特別企画展などを開催		憩いの場	
1階	懐かしのニュースシアター		
戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)			

特別企画展(平成11年から毎年開催)	
平成21年4月～5月	映像と写真・雑誌にみる戦前から戦後の日本
平成21年7月～8月	記された想い～手紙と日記にみる戦中・戦後～
平成22年3月～5月(予定)	館蔵名品展～版画に描かれた昭和の風景～

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)	
平成21年 9月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(青森県)
平成21年11月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(静岡県)
平成22年10月(予定) 11月(予定)	三重県 山形県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

第4 しょうけい館 について

●設置目的

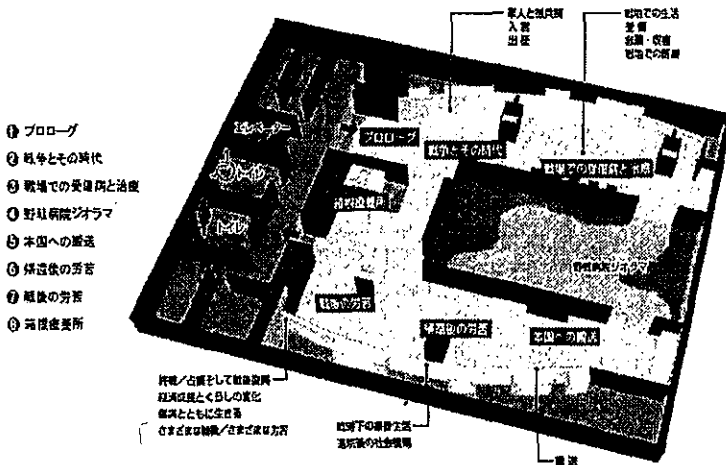
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成21年3月～5月	短歌展「いたみ」を綴る～短歌にこめた戦傷病者の労苦～
平成21年7月～9月	療養所の戦後～箱根療養所でくらしした戦傷病者の労苦～
平成22年3月～5月(予定)	あふれる想い、伝える言葉～戦傷病者とその家族等が綴る体験記展～

企画上映会	
平成21年6月～7月	戦傷病者の夫婦が語る戦中・戦後～夫婦で、ともに生きてゆく強さ
平成21年10月～11月	それぞれの絆～戦傷病者とその家族が語る労苦の日々～

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shokeikan.go.jp

第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目	援護の内容	摘要
1 戦傷病者手帳の交付 (第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 33,917人 (平成21年4月1日現在)
2 療養の給付又は療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付 (支給)	療養患者数 849人 (平成21年4月1日現在)
3 療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給 (月額29,400円)	受給者 2人 (平成21年4月1日現在)
4 葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給 (199,000円)	支給件数 22人 (平成20年度)
5 更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成20年度)
6 補装具の支給及び修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給 (修理)	支給修理件数 408件 (平成20年度)
7 国立保養所への収容 (第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成21年4月1日現在)
8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 18,439人 (平成20年度)
9 戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う (謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員数 814人 (平成21年10月1日現在)

第6 中国残留邦人等の数

(1) 中国残留邦人の状況 (平成22年2月1日現在)

ア 孤児の肉親調査

孤児総数	2,816人
うち身元判明者	1,282人
調査依頼件数	18件

イ 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6,595人 (家族を含めた総数20,709人)
うち孤児	2,537人 (" 9,316人)
うち婦人等	4,058人 (" 11,393人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,533世帯、婦人等4,058世帯、計6,591世帯である。

ウ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5,749人 (家族を含めた総数9,587人)
うち孤児	1,253人 (" 2,459人)
うち婦人等	4,496人 (" 7,128人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1,469人(孤児431人)が含まれている。

(2) 樺太等残留邦人の状況 (平成22年2月1日現在)

ア 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	85人 (家族を含めた総数220人)
うち樺太	63人 (" 180人)
うち旧ソ連本土	17人 (" 40人)

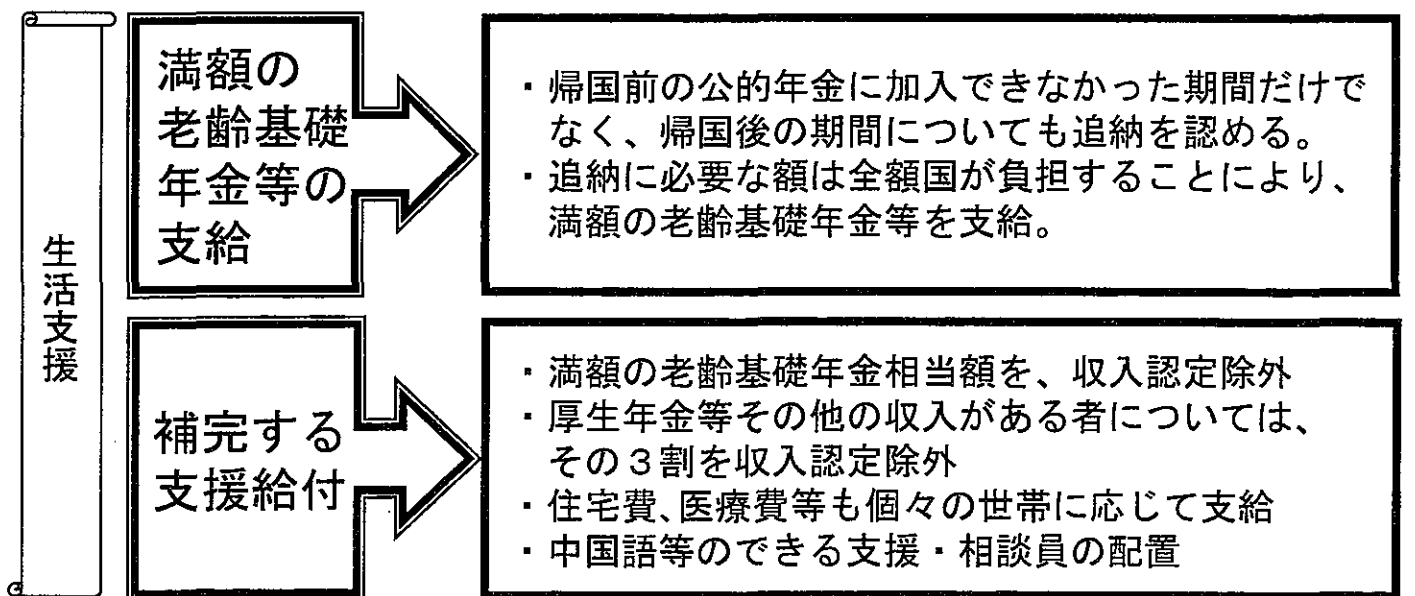
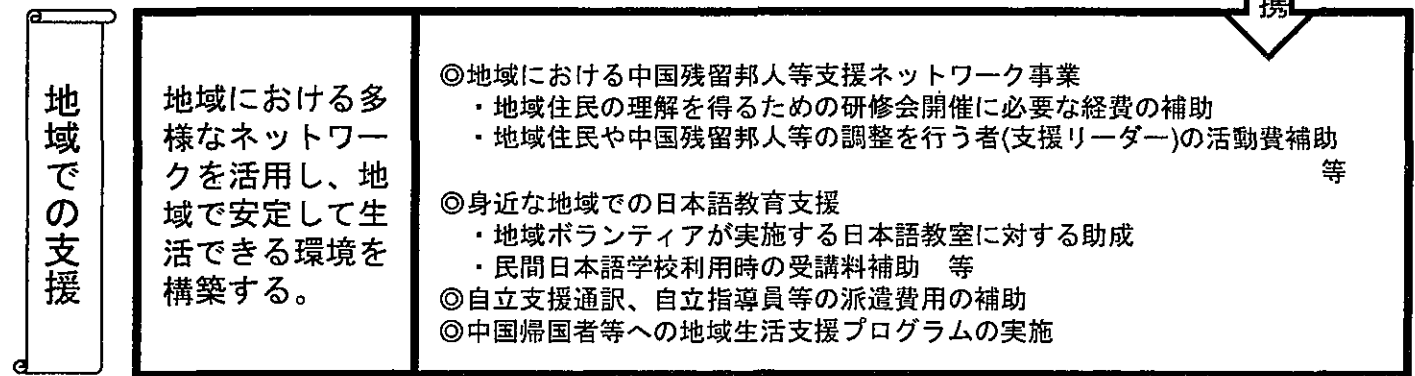
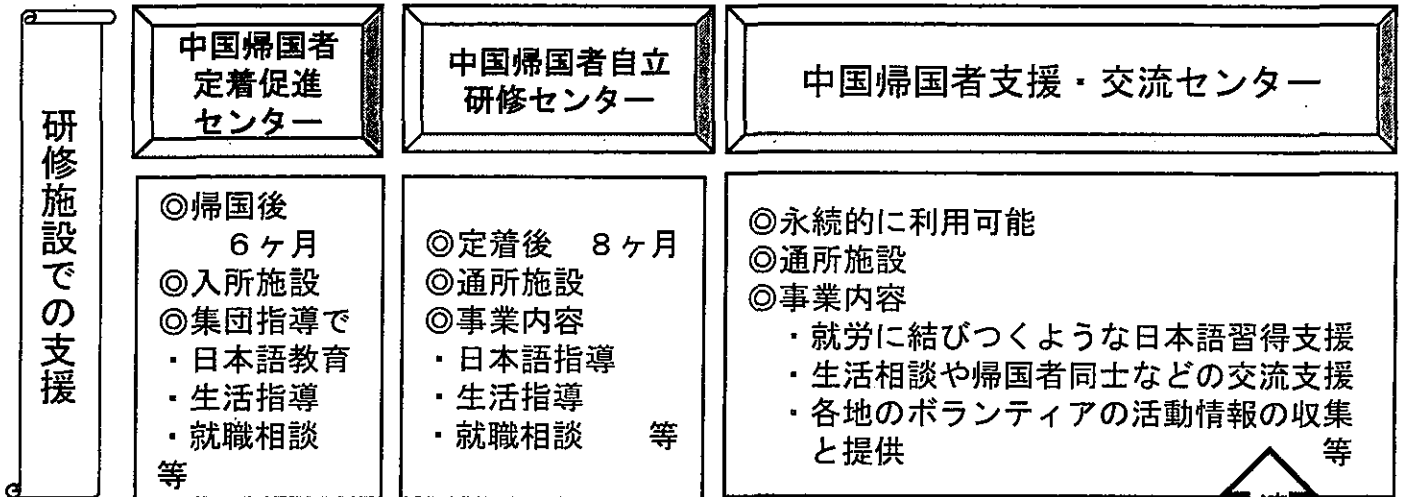
(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は80世帯である。

イ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	1,873人 (家族を含めた総数2,589人)
うち樺太	1,657人 (" 2,229人)
うち旧ソ連本土	216人 (" 360人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1,382人が含まれている。

第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成22年2月1日現在

○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59.2.1

○中国帰国者自立研修センター（4カ所）

東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63.7.1
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54	昭63.6.1

○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19.8.1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19.8.1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区檀木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18.9.1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13.1.1.1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18.9.1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16.6.1